

## 地域包括ケアシステム推進委員会の取組について

地域包括ケアシステム推進委員会は『地域包括ケアシステム推進委員会設置要綱』に基づき、清須市地域包括ケアシステムの構築を目的として設置しており、令和3～4年度は以下のとおり開催する。

### 1 清須市地域包括ケアシステム推進委員会について（要綱第1条）

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45に規定する地域支援事業を円滑に推進し、医療、介護、予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を総合的かつ計画的に実施するために清須市地域包括ケアシステム推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (1) 委員会の協議内容（第2条）

- ・認知症施策の推進事業の取組に関すること。
- ・在宅医療・介護連携推進事業の取組に関すること。
- ・生活支援・介護予防の基盤整備の取組に関すること。
- ・地域ケア推進会議の取組に関すること。

#### (2) 委員の選任（第3条）

福祉団体の代表者、学識経験者、住民の代表者、医師、歯科医師、薬剤師、関係行政機関の職員、介護事業所の職員、地域ボランティア関係者の中で市長が選任する。

#### (3) 任期（第4条）

委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (4) 委員長及び副委員長（第5条）

委員会に委員長及び副委員長1人を設置する。委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。議長は会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

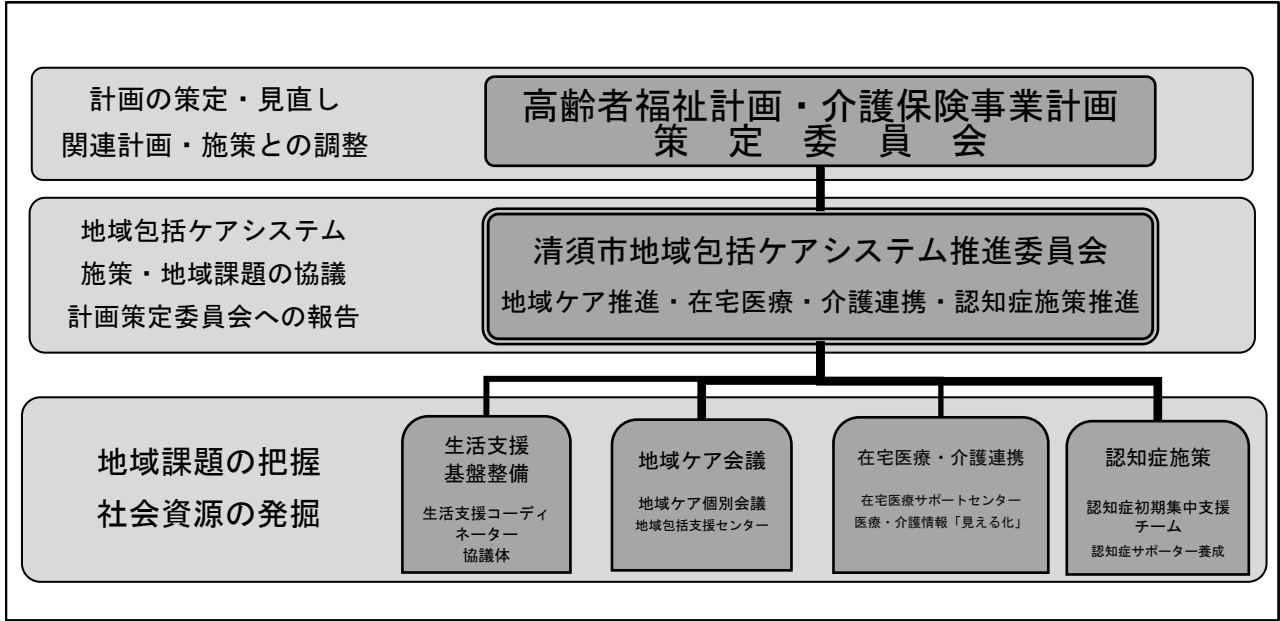
### 2 令和3年度の地域包括ケアシステム推進委員会の開催計画について

委員会の開催は年度内に4回（令和3年8月・10月・12月・令和4年3月）を予定しており、以下の議題（予定）にて協議を行います。

#### ○委員会開催日程（予定）

開催日（予定）	議題	内容
令和3年8月6日	地域包括ケアシステム推進委員会の取組	地域包括ケアシステムの構築に向けた委員会の取組と第8期計画の重点的な取組
令和3年10月	認知症施策の推進事業の取組	認知症施策の取組状況（仮）
令和3年12月	在宅医療・介護連携推進事業の取組	在宅医療・介護連携推進事業の取組状況（仮）
令和4年3月	生活支援・介護予防の基盤整備の取組 地域ケア推進の取組	令和3年度実績報告 令和4年度取組計画

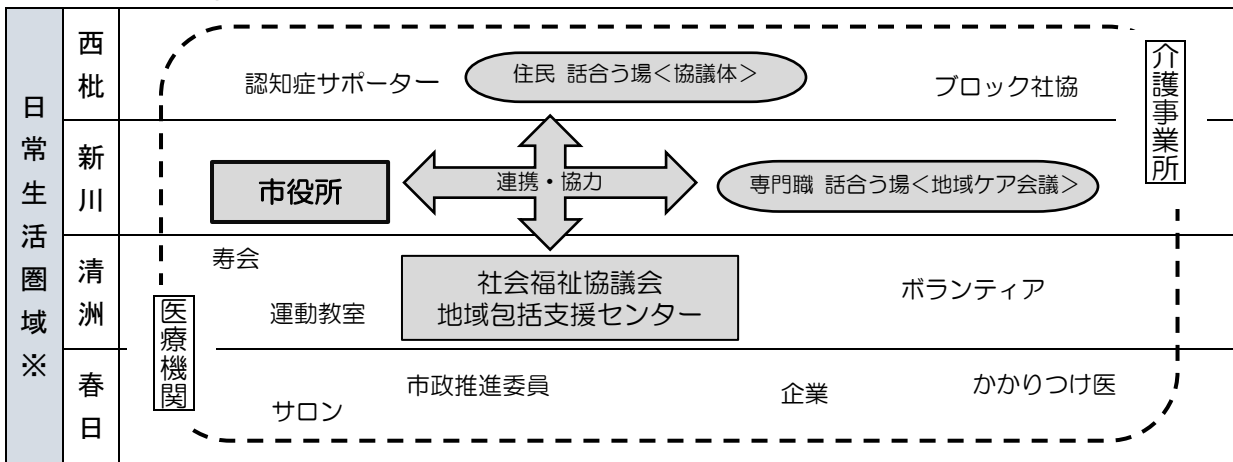
■清須市地域包括ケアシステム推進委員会のイメージ図



3 清須市第8期介護保険事業計画の重点的な取組

第8期計画では、2040（令和22年）年を見据えた介護保険制度の持続的な運営を図りつつ、以下の重点事業に取り組むことで、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っている。

■清須市地域包括ケアシステムのイメージ図



※日常生活圏域は第1層—市内全域、第2層—西枇杷島、新川、清洲、春日の4圏域に区分

- ① 地域活動の活性化  
地域住民がお互いに支え合い、助け合うことができる地域づくりの推進
- ② 介護予防の充実  
保険事業と介護予防の一体的な実施体制の整備、地域ごとの健康課題を抽出、疾病予防や重度化防止のための保健指導の実施
- ③ 認知症施策の推進  
認知症に対する普及啓発、介護予防事業に資する通いの場の充実、認知症サポーターの活用
- ④ 介護保険事業の円滑な運営に向けた取り組み  
介護人材の確保及び資質の向上のための取組を事業者等と連携
- ⑤ ひとり暮らし高齢者対策  
ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、地域住民・事業者による見守り活動や住民同士の支え合いの仕組みを推進
- ⑥ 高齢者の権利擁護への取り組み  
高齢者虐待、セルフ・ネグレクトへの対応、消費者被害防止、認知症高齢者への専門的・継続的な支援